

「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入による自治体業務への影響について」

目的	<p>令和5年10月から、事業者の仕入税控除のために、正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのインボイス制度が導入されます。</p> <p>これに伴い、地方公共団体も「売り手」、「買い手」それぞれの立場から対応する必要があります。</p> <p>この研修ではインボイス制度の基礎知識を学び、制度導入が自治体の業務にどのような与える影響をあたえるか把握し、適切な事務が行えるよう、制度への理解を深めます。</p>
内容	<p>(講義)</p> <ol style="list-style-type: none">インボイス制度の概要<ul style="list-style-type: none">インボイスとは何かなぜ、制度導入が必要なのか地方公共団体への影響地方公共団体の対応～「売り手」として<ul style="list-style-type: none">売り手として対応すべきこと、気を付けることインボイスへの登録インボイスへの対応地方公共団体の対応～「買い手」として<ul style="list-style-type: none">買い手として対応すべきこと、気を付けることインボイスへの対応事業者の選定今後の対応について<ul style="list-style-type: none">今までの話を踏まえて、今、対応すべきこと質疑応答
開催日時	令和3年11月26日(金) 9:30～12:30
会場	山梨県自治会館1階「講堂」 山梨県甲府市蓬沢1-15-35 Tel055-237-5799
対象者	全職員(県職員受講可)
定員	80名(最大人数)
研修負担金	無料
講師等	<p>東京地方税理士会甲府支部所属 尾方智紀税理士事務所 所長 尾方智紀 氏</p> <p>【略歴】 一橋大学商学部を卒業後、日本電気株式会社に入社、経理部門を担当する。同社を退職後、加藤貴博事務所を経て、平成21年に甲府市に現事務所を開設、現在に至る。</p>
その他	対面研修と並行し、団体単位でのオンライン研修も行います。

■研修日程

区分	日 程	内 容
受 付	～ 9 : 25	受付：山梨県自治会館 1 階 受付カウンター
開講式	9 : 25 ～ 9 : 30	講師紹介及び事務連絡等を行います。
研 修	9 : 30 ～ 12 : 30	テーマ 「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度） 導入による自治体業務への影響について」 講師：東京地方税理士会所属 尾方智紀税理士事務所 所長 尾方智紀 氏

■申込期間

令和3年9月24日（金） ～ 令和3年10月22日（金）まで

■注意事項

本研修は、対面研修の他に、団体単位でのオンライン受講も可とします。
オンライン受講希望団体は、お申し込みの際、備考欄にオンライン受講の旨、入力してください。

■問い合わせ先

山梨県市町村職員研修所 担当 武藤

(Tel) 055-237-5799 / (Fax) 055-237-5713 / (E-mail) kenshujo@union.ycma.lg.jp